

2024年10月1日  
青梅信用金庫

## 「未利用口座管理手数料」新設について

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

青梅信用金庫は2024年12月1日より、口座の不正利用防止の観点などから、長期間ご利用の無い口座を対象とした「未利用口座管理手数料」を新設いたします。本手数料は、2年以上の長期間にわたりご利用の無い口座をお持ちのお客さまに未利用口座の存在をお知らせし、口座利用の再開をお願いするとともに、犯罪に利用される可能性の高い口座の削減に取り組むものです。なお、通常の入出金や口座振替等でご利用されているお客さまの普通預金口座は本手数料の対象外となります。

今後とも、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

**手数料新設日** 2024年12月1日

**手数料金額** 年額1,320円（消費税含む）※1

### 対象となる口座

最終取引日から2年以上入出金取引※2が無く、残高が1万円未満の普通預金（総合口座・無利息型口座・通帳レスアプリ口座を含みます）

### 対象外となる口座

同一お客さま番号※3において、預り金融資産（定期性預金・国債・投資信託・保険）・出資および融資（カードローンを含みます）のお取引のある場合

### その他

未利用口座管理手数料対象口座をお持ちのお客さまへは、初回のみ事前に当金庫よりご案内文書（ハガキ）をご登録住所へ郵送いたします。なお、ご案内文書（ハガキ）が延着または到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものといたします。

ご案内文書（ハガキ）発送の2ヵ月経過後に手数料の引落を行います。

※1 手数料引き落とし時、口座残高が手数料額に満たない（1,320円未満）場合、残高全額を未利用口座管理手数料とし、手数料が引き落とされた後に普通預金口座を自動的に解約いたします。（自動解約後の通帳・キャッシュカードはご利用いただけません。）

※2 決算利息の入金、未利用口座管理手数料の引き落としは「入出金取引」に含まれません。

※3 支店ごとに定める固有の番号です。

以上